

制定	平成24年9月19日	原規総発第120919004号	総括文書管理者決定
改正	平成26年2月28日	原規総発第14022827号	総括文書管理者決定
改正	平成26年10月10日	原規総発第14101007号	総括文書管理者決定
改正	平成27年12月4日	原規総発第1512041号	総括文書管理者決定
改正	平成29年3月31日	原規総発第1703312号	総括文書管理者決定
改正	平成30年3月30日	原規総発第1803303号	総括文書管理者決定
改正	平成31年3月28日	原規総発第1903286号	総括文書管理者決定

原子力規制委員会行政文書管理規則施行細則を次のように定める。

平成24年9月19日

原子力規制庁長官 池田 克彦

原子力規制委員会行政文書管理規則施行細則

(目的)

第1条 この施行細則（以下「細則」という。）は、原子力規制委員会行政文書管理規則（原規総発第120919003号。以下「規則」という。）第31条の規定に基づき、原子力規制委員会における文書の管理に関し必要な事項を定め、適切な文書の管理の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(主任文書管理者)

第3条 規則第5条第2項の規定により総括文書管理者が指名する主任文書管理者は、次の各号に掲げる部等の区分に応じ当該各号に掲げる課の長とする。

- (1) 原子力規制部 原子力規制企画課
- (2) 原子力安全人材育成センター 人材育成課

(主任文書管理担当者)

第4条 前条の課に、それぞれ主任文書管理担当者を置く。

- 2 主任文書管理担当者は、前条の課に所属する職員であって、課長補佐又はこれと同等以上の官職を占める者をもって充てる。
- 3 主任文書管理者担当者は、部等における文書の管理に関する事務の総括について

て主任文書管理者を補佐するものとする。

(文書管理者)

第5条 規則第6条第1項の規定により総括文書管理者が指名する文書管理者は、課等（原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）第2条第3号に規定する課等をいう。以下同じ。）の長とする。

(文書管理担当者)

第6条 規則第6条の2第1項の規定により文書管理者が指名する文書管理担当者は、それぞれの課等に所属する職員であって、課長補佐若しくはこれと同等以上の官職を占める者又はこれらに準ずる者をもって充てる。

(文書管理担当者の指名に係る報告)

第7条 規則第6条の2第2項の規定による報告（文書管理担当者の変更に伴う報告を含む。）は、別記様式により行うものとする。

附 則

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(別記様式)

文 書 番 号
年 月 日

総括文書管理者
原子力規制庁長官 殿

文書管理者
○○ ○○

文書管理担当者の指名について

標記について、原子力規制委員会行政文書管理規則第6条の2第2項及び原子力規制委員会行政文書管理規則施行細則第7条の規定により、次のとおり報告する。

課等名	職 名	氏 名	異動月日 及び事由	備 考